

2021年度  
保証のしるべ  
Vol.2 (No.673)

松見大橋



2021年度

# 保証の しるべ

Vol.2  
(No.673)

目次

## 1…コロナ克服サポートプランのお知らせ

## 2-3…お知らせ

- 信用保証委託契約書の申受時期の変更（後取り）について
- 食品衛生法の改正に伴う営業許可制度の変更について
- 経営安定関連（セーフティネット）保証4号および危機関連保証の指定期間がそれぞれ延長されました
- 「北海道信用保証協会レポート2021」を発刊しました

## 4…LINE公式アカウント開設のお知らせ

## 5…定例相談窓口のご案内

## 6…北海道内信用保証利用企業動向調査

## 7…統計資料

### 特別相談窓口のお知らせ

以下の相談窓口を設置しております。お近くの保証協会窓口までお問い合わせください。

- 東日本大震災に関する特別相談窓口
- 賃金水準上昇対策相談窓口
- 平成28年熊本地震による災害に関する特別相談窓口
- 金融機関の紹介窓口
- 英国におけるEU残留・離脱を問う国民投票の結果の影響関連相談窓口
- 平成30年北海道胆振東部地震に係る災害に関する特別相談窓口
- 新型コロナウイルスに関する経営相談窓口



新型コロナ対応にお困りの  
経営者の皆さまへ

# コロナ克服サポート プランのお知らせ

当協会では、中小企業者の皆さまの  
コロナ克服を後押しするため、経営支援  
と保証メニューを組み合わせたサポート  
プランをご用意しています。最寄りの窓  
口へお気軽にご相談ください。

社員の  
ヘルスケアを  
充実させたい

新しい  
アイデアで  
起業したい

コロナ対応の  
営業スタイルに  
したい

BCPを  
見直したい



感染予防  
対策をもっと  
徹底したい

店舗の  
レイアウトを  
見直したい

リモートワークを  
導入したいけど  
何から始めて  
いいのか

## コロナ克服サポートプランをご用意しています

### プッシュ型経営支援

悩みを聞いて欲しい

**信用保証協会が金融機関・支援機関と  
連携した世話焼き隊となり  
経営改善のお手伝いをいたします**

経営課題に関して具体的な取り組み方法が分からない、保証制度について知りたい等、事業に関するお悩みをお聞かせください。支援機関等(※)とも連携し経営改善のお手伝いをいたします。  
※北海道中小企業総合支援センター、中小企業診断協会北海道等

経営課題を解決したい

**無料**

**専門家派遣**

既存事業の改善はもちろん、新型コロナを克服するための業態転換や新規事業のアドバイス等をいたします。

派遣可能な専門家の例

・中小企業診断士  
・社会保険労務士  
・カラーコーディネーター  
・販売士  
・公認会計士／税理士  
など

### 多様な資金ニーズにマッチした保証メニュー

計画を策定し、金融機関の  
伴走支援を受ける制度

**伴走支援型特別保証**

信用保証料のお客さま負担は年0.2%  
ご利用にあたっては売上減少等の要件があります。

所定の計画に基づいて  
事業再生を進める方へ

**事業再生計画実施関連保証  
(新経営改善サポート保証・感染症対応型)**

信用保証料のお客さま負担は年0.2%  
ご利用にあたっては所定の計画を策定している等の要件があります。

保証料  
10%  
割引

さらなる多様な対策のために

**コロナ克服サポート保証**

地域・雇用を支え経営基盤を守ります

**事業承継保証**

ポストコロナ社会の新事業を後押しします

**創業保証**

保証料  
10%  
割引

環境問題の取組み等を支援します

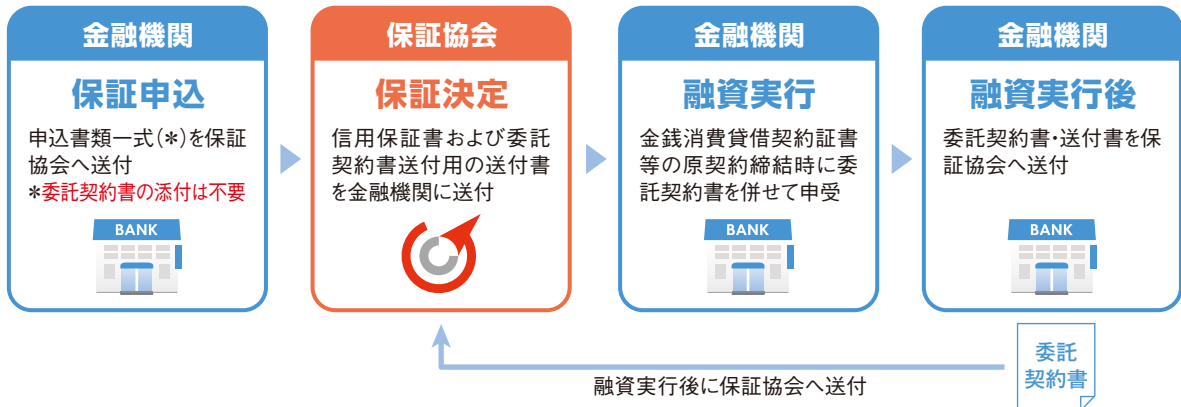
**SDGsの取組を応援する  
保証制度**

# 信用保証委託契約書の 申受時期の変更(後取り)について

令和3年7月1日保証申込受付分から、保証申込における信用保証委託契約書(以下、「委託契約書」という)の申受時期を“信用保証申込時”から“金銭消費貸借契約証書等の締結時”へ変更しました。

※本変更は全国統一の運用改正です。

## 委託契約書申受にかかる事務の流れ



# 食品衛生法の改正に伴う 営業許可制度の変更について

令和3年6月1日から食品衛生法第52条に規定する営業許可制度が下表のとおり変更されました。改正内容や経過措置等の詳細は厚生労働省のホームページをご覧ください。

| 号数 | 営業許可業種                                  | 号数 | 営業許可業種        | 号数 | 営業許可業種            |
|----|-----------------------------------------|----|---------------|----|-------------------|
| 1  | 飲食店営業※1                                 | 11 | 菓子製造業※5       | 22 | 豆腐製造業             |
| 2  | 調理機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業※2 | 12 | アイスクリーム類製造業   | 23 | 納豆製造業             |
| 3  | 食肉販売業※3                                 | 13 | 乳製品製造業        | 24 | 麺類製造業             |
| 4  | 魚介類販売業※4                                | 14 | 清涼飲料水製造業      | 25 | そうざい製造業※10        |
| 5  | 魚介類競り売り営業                               | 15 | 食肉製品製造業※6     | 26 | 複合型そうざい製造業【新設】※11 |
| 6  | 集乳業                                     | 16 | 水産製品製造業【新設】※7 | 27 | 冷凍食品製造業           |
| 7  | 乳処理業                                    | 17 | 氷雪製造業         | 28 | 複合型冷凍食品製造業【新設】※12 |
| 8  | 特別牛乳搾取処理業                               | 18 | 液卵製造業【新設】     | 29 | 漬物製造業【新設】         |
| 9  | 食肉処理業                                   | 19 | 食用油脂製造業※8     | 30 | 密封包装食品製造業         |
| 10 | 食品の放射線照射業                               | 20 | みそ又はしょうゆ製造業※9 | 31 | 食品の小分け業【新設】       |
|    |                                         | 21 | 酒類製造業         | 32 | 添加物製造業            |

- ※1 喫茶店営業(旧2号)を統合。
- ※2 従前、飲食店営業(旧1号)または喫茶店営業(旧2号)として取り扱われていたが、単独の業種として規定。
- ※3 食肉を専ら容器包装に入れられた状態で仕入れ、そのままの状態の販売するものは営業届出の対象。
- ※4 店舗を設け、鮮魚介類を販売する業種をいい、魚介類を生きているまま販売するもの、鮮魚介類を専ら容器包装に入れられた状態で仕入れ、そのままの状態の販売するものおよび第5号の営業に該当するものを除く。
- ※5 あん類製造業(旧4号)を統合。
- ※6 食肉製品に加え、これらと併せて食肉または食肉製品を使用したそうざいも本号営業で製造可能とされた。
- ※7 既に条例で許可業種とされていたものが政令許可業種として新設。食肉練り製品製造業(旧16号)が本号の対象となるため削除。
- ※8 マーガリン又はショートニング製造業(旧24号)を統合。
- ※9 みそ製造業(旧25号)およびしょうゆ製造業(旧26号)を統合。
- ※10 そうざい製造業(旧32号)に加え、そうざいに米飯やパンを組み合わせた食品を製造する営業が含まれるものとされた。
- ※11 そうざい製造業(新25号)の営業を行う者が、HACCPに基づく衛生管理を行う場合に限り、新25号の営業と併せて、食肉処理業、菓子製造業、水産製品製造業又は麺類製造業に係る食品を製造する営業。
- ※12 冷凍食品製造業(新27号)の営業を行う者が、HACCPに基づく衛生管理を行う場合に限り、新27号の営業と併せて、食肉処理業において処理された食肉、菓子、麺類、水産製品(食肉練り製品を除く)を用いたそうざいの冷凍品の製造を行う営業。

□ 新設 □ 業種区分変更

## 経営安定関連(セーフティネット)保証4号および 危機関連保証の指定期間がそれぞれ延長されました

新型コロナウイルス感染症にかかる経営安定関連(セーフティネット)保証4号および危機関連保証の指定期間が下表のとおり延長されました。

| 保証制度名                    | 延 長 前                     | 延 長 後                      |
|--------------------------|---------------------------|----------------------------|
| 経営安定関連(セーフティネット)<br>保証4号 | 令和2年2月18日から<br>令和3年6月1日まで | 令和2年2月18日から<br>令和3年9月1日まで  |
| 危機関連保証                   | 令和2年2月1日から<br>令和3年6月30日まで | 令和2年2月1日から<br>令和3年12月31日まで |

## 「北海道信用保証協会レポート2021」を 発刊しました

当協会の業務内容や事業実績、年度経営計画の進捗状況等についてご報告するディスクロージャー誌「北海道信用保証協会レポート2021」を発刊しました。本誌を通じて今後の信用保証のご利用にお役立ていただければ幸いです。

なお、内容は当協会ホームページ(<https://www.cgc.hokkaido.or.jp>)でもご覧いただけます。





企業とともに、地域のために

北海道信用保証協会

<https://www.cgc-hokkaido.or.jp/>

# LINE公式アカウント

## 開設しました!

ぜひ  
“友だち”登録を  
お願い  
します!

保証制度・経営支援メニューのご案内や  
創業・経営支援イベントの告知、  
広報物発刊のお知らせなど、  
皆さまに役立つ情報を発信します。

### 友だち追加の方法

①

IDで登録

@cgc-hokkaido

で検索 Q

②

QRコードで登録

カメラで読み込んでください



## 定例相談窓口のご案内

### ■定例相談窓口 受付時間／10:00～16:00

中小企業者の皆さまの経営や資金繰りに関するご相談にお応えするため、以下のとおり定例相談窓口を設けております。当協会の職員を相談員として派遣しておりますので、お気軽にご相談ください。

| 相談窓口                                                       | 相談日           |                                                        |
|------------------------------------------------------------|---------------|--------------------------------------------------------|
| <b>北海道中小企業総合支援センター</b><br>札幌市中央区北1条西2丁目 経済センタービル9階         | 毎月第1木曜日       | 9月 2日<br>10月 7日<br>11月 4日                              |
| <b>さっぽろ産業振興財団</b><br>札幌市中央区北1条西2丁目 経済センタービル2階 札幌中小企業支援センター | 毎月第2木曜日       | 9月 9日<br>10月14日<br>11月11日                              |
| <b>札幌商工会議所</b><br>札幌市中央区北1条西2丁目 経済センタービル1階 中小企業相談所         | 毎月第3木曜日       | 9月16日<br>10月21日<br>11月18日                              |
| <b>函館商工会議所</b><br>函館市若松町7-15                               | 毎月第2火曜日       | 9月14日<br>10月12日<br>11月 9日                              |
| <b>苫小牧商工会議所</b><br>苫小牧市表町1丁目1-13 苫小牧経済センタービル               | 毎月<br>第1・2木曜日 | 9月 2日<br>9月 9日<br>10月 7日<br>10月14日<br>11月 4日<br>11月11日 |

※今後、新型コロナウイルス感染症の状況により変更となる場合があります。予めご了承ください。

### ■夜間相談窓口 受付時間／17:10～19:40

中小企業診断士の資格を有する職員を中心に経営や資金繰りに関するご相談にお応えします。

ご予約も可能です。

| 相談窓口                                     | 相談日           |                                                        |
|------------------------------------------|---------------|--------------------------------------------------------|
| <b>北海道信用保証協会 本店</b><br>札幌市中央区大通西14丁目(1階) | 毎月<br>第1・3火曜日 | 9月 7日<br>9月21日<br>10月 5日<br>10月19日<br>11月 2日<br>11月16日 |



予約・  
お問い合わせ先

フリーダイヤル  
ツ ナ グ コ シ エ ン  
**0120-279-540**

または

業務統括部 企業支援課  
**011-241-5605**

## 北海道内信用保証利用企業動向調査

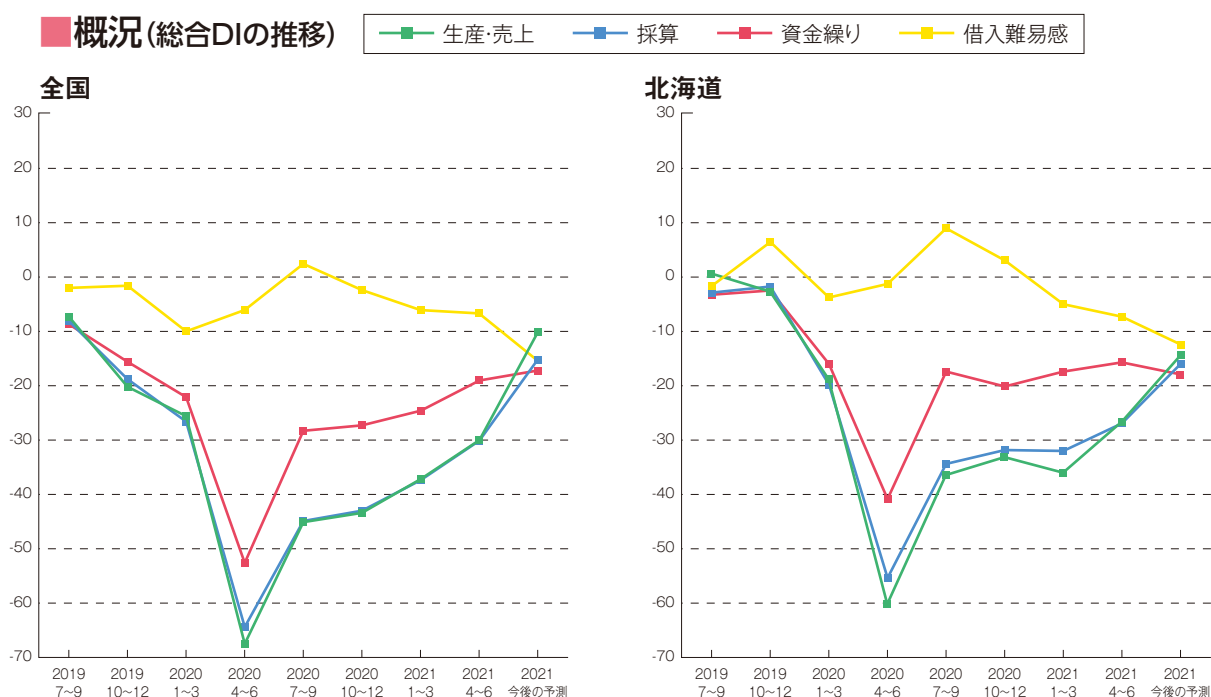
この調査は、信用保証をご利用いただいている中小企業の皆様の景況・金融動向等を把握するために、日本政策金融公庫保険企画部が全国9都道府県（北海道、宮城県、東京都、愛知県、石川県、大阪府、広島県、香川県、福岡県）の信用保証協会と共同して、四半期毎に信用保証利用企業についてアンケート調査を行っているもので、1969年以来実施している調査です。

この度、2021年4～6月期の道内の調査結果をとりまとめましたので、お知らせします。

【調査時点】2021年6月中旬 【調査対象】1,545企業 【有効回答数】558企業（回答率36.1%） 【調査方法】封書によるアンケート調査

道内の信用保証利用企業の景況感は、  
持ち直しの動きが見られるものの、厳しい状況が続いている。

### 概況（総合DIの推移）



### コメント

持ち直しの動きが見られるものの、厳しい状況が続いている

今期調査（2021年4～6月期）による景気動向指数は、全国では、生産・売上DIが7.2ポイント、採算DIが7.3ポイント、資金繰りDIが5.5ポイント改善し、借入難易感DIが0.6ポイント悪化した。

北海道では、生産・売上DIが9.4ポイント、採算DIが6.0ポイント、資金繰りDIが1.7ポイント改善し、借入難易感DIが2.2ポイント悪化した。

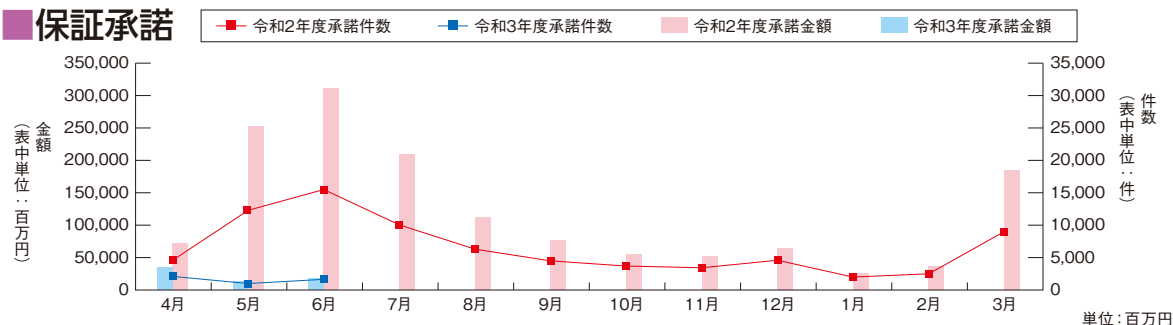
今後の予測では、生産・売上DI、採算DIは改善し、資金繰りDI、借入難易感DIは悪化する見通し。

### 景気動向指数DI(Diffusion Index)とは

景気の現状と先行きを予測する動向指数で、アンケート調査において、前期に比べ、「増加(または、好転、容易)」と回答した企業割合から、「減少(または、悪化、困難)」と回答した企業割合を差し引いた数値から、季節的な変動要因を控除した数値(季節調整値)です。

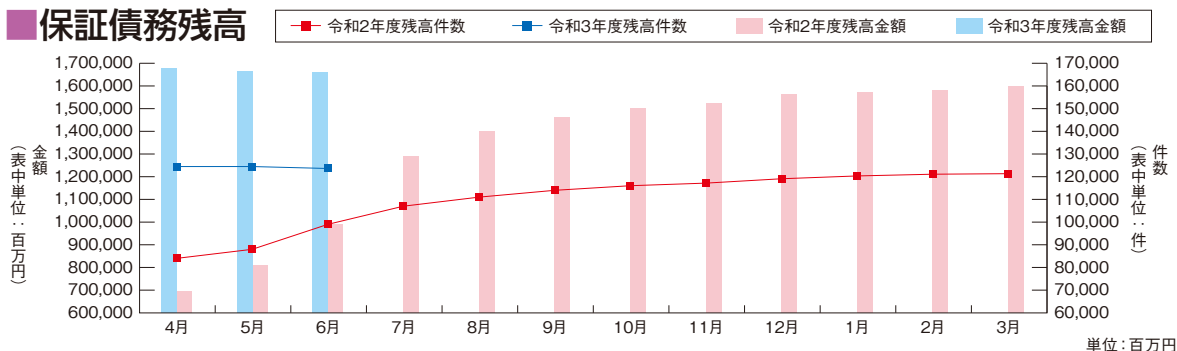
## 統計資料

## 保証承諾



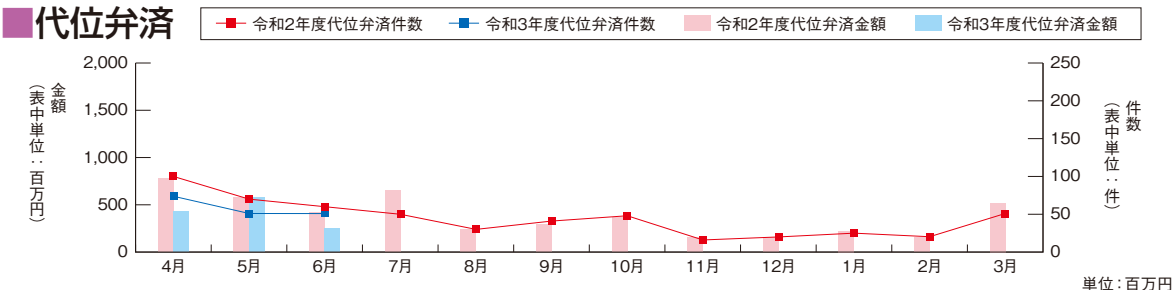
|       |     | 4月     | 5月      | 6月      | 7月      | 8月      | 9月     | 10月    | 11月    | 12月    | 1月     | 2月     | 3月      | 累計        |
|-------|-----|--------|---------|---------|---------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|-----------|
| 令和2年度 | 件数  | 4,603  | 12,337  | 15,535  | 10,548  | 6,336   | 4,573  | 3,696  | 3,435  | 4,594  | 2,060  | 2,653  | 9,290   | 79,660    |
|       | 金額  | 72,090 | 252,506 | 313,600 | 209,942 | 112,962 | 76,483 | 55,225 | 51,489 | 64,358 | 27,515 | 38,554 | 180,539 | 1,455,263 |
|       | 前年比 | 330.0% | 1089.7% | 1147.8% | 689.8%  | 444.3%  | 252.8% | 224.4% | 202.5% | 198.0% | 142.9% | 167.2% | 339.6%  | 432.5%    |
| 令和3年度 | 件数  | 2,273  | 1,269   | 1,683   |         |         |        |        |        |        |        |        |         | 5,225     |
|       | 金額  | 35,210 | 13,687  | 18,321  |         |         |        |        |        |        |        |        |         | 67,217    |
|       | 前年比 | 48.8%  | 5.4%    | 5.8%    |         |         |        |        |        |        |        |        |         | 10.5%     |

## 保証債務残高



|       |     | 4月        | 5月        | 6月        | 7月        | 8月        | 9月        | 10月       | 11月       | 12月       | 1月        | 2月        | 3月        |
|-------|-----|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 令和2年度 | 件数  | 84,791    | 88,957    | 99,524    | 107,351   | 111,764   | 114,375   | 116,030   | 117,173   | 119,098   | 119,720   | 120,206   | 121,848   |
|       | 金額  | 707,827   | 814,599   | 1,090,427 | 1,295,336 | 1,403,307 | 1,468,104 | 1,502,330 | 1,525,491 | 1,562,335 | 1,567,940 | 1,573,837 | 1,618,391 |
|       | 前年比 | 103.4%    | 120.2%    | 160.9%    | 191.2%    | 207.3%    | 216.5%    | 222.2%    | 227.0%    | 231.2%    | 235.0%    | 237.3%    | 241.2%    |
| 令和3年度 | 件数  | 124,984   | 124,936   | 124,668   |           |           |           |           |           |           |           |           |           |
|       | 金額  | 1,686,091 | 1,683,208 | 1,675,133 |           |           |           |           |           |           |           |           |           |
|       | 前年比 | 238.2%    | 206.6%    | 153.6%    |           |           |           |           |           |           |           |           |           |

## 代位弁済



|       |     | 4月     | 5月    | 6月    | 7月     | 8月    | 9月    | 10月   | 11月   | 12月   | 1月    | 2月    | 3月    | 累計    |
|-------|-----|--------|-------|-------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 令和2年度 | 件数  | 100    | 73    | 65    | 57     | 28    | 39    | 48    | 16    | 20    | 26    | 20    | 53    | 545   |
|       | 金額  | 782    | 585   | 420   | 651    | 243   | 289   | 370   | 149   | 177   | 224   | 151   | 523   | 4,567 |
|       | 前年比 | 154.9% | 59.5% | 59.0% | 107.1% | 23.2% | 40.6% | 61.8% | 13.2% | 31.0% | 42.6% | 20.7% | 54.5% | 50.2% |
| 令和3年度 | 件数  | 63     | 44    | 44    |        |       |       |       |       |       |       |       |       | 151   |
|       | 金額  | 435    | 581   | 253   |        |       |       |       |       |       |       |       |       | 1,269 |
|       | 前年比 | 55.7%  | 99.3% | 60.1% |        |       |       |       |       |       |       |       |       | 71.0% |

# お問い合わせ先のご案内

**本店**

060-8670  
札幌市中央区大通西14丁目1番地  
TEL: 011-241-2231  
FAX: 011-221-1085

**旭川支店**

070-8691  
旭川市7条通13丁目59番地2  
TEL: 0166-24-1441  
FAX: 0166-25-5649

**函館支店**

040-8691  
函館市大森町24番1号  
TEL: 0138-23-8425  
FAX: 0138-23-8471

**釧路支店**

085-8691  
釧路市黒金町6丁目1番地  
TEL: 0154-23-1361  
FAX: 0154-23-1364

**帯広支店**

080-8691  
帯広市西3条南6丁目18番地2  
TEL: 0155-24-3658  
FAX: 0155-24-3661

**室蘭支店**

050-8691  
室蘭市東町4丁目29番1号  
(室蘭市中小企業センター3階)  
TEL: 0143-45-6001  
FAX: 0143-45-7818

**北見支店**

090-8691  
北見市北8条東1丁目3番地  
TEL: 0157-24-5196  
FAX: 0157-24-5191

**滝川支店**

073-8691  
滝川市大町2丁目5番32号  
TEL: 0125-23-1201  
FAX: 0125-22-1360

**小樽支店**

047-8691  
小樽市稲穂2丁目22番1号  
(小樽経済センター2階)  
TEL: 0134-22-5188  
FAX: 0134-22-5918

**苫小牧支店**

053-8725  
苫小牧市表町1丁目1番13号  
(苫小牧経済センタービル2階)  
TEL: 0144-33-1751  
FAX: 0144-32-3915

## 経営金融相談専用ダイヤル

道内の中小企業経営者の皆さま方の経営・金融相談をお受けしております。ご相談は無料です。でお気軽にご利用ください。

ツナグゴシエン  
0120-279-540

フリーダイヤルがご利用いただけない場合は、本店・業務統括部企業支援課011-241-5605をご利用ください。

## 連絡所 (次の市町村の商工会議所、商工会内にあります)

- ・本店…江別、恵庭
- ・函館…北斗、江差、森、八雲
- ・帯広…本別、清水、幕別
- ・北見…北見(留辺蘂)、網走、紋別、遠軽、斜里
- ・小樽…岩内、倶知安、余市
- ・旭川…留萌、稚内、名寄、富良野、士別、上川
- ・釧路…根室、白糠、厚岸
- ・室蘭…伊達
- ・滝川…岩見沢、深川、美唄、芦別
- ・苫小牧…浦河、白老、新ひだか

## ご注意ください

### 信用保証協会をご利用のお客様へ

- 悪質な仲介業者等、いわゆる金融あっせん屋が保証申込にあたって、あっせんを行った手数料等の名目で、不法な報酬を要求する事例が発生しています。信用保証協会においては、保証にあたって所定の信用保証料以外は、手数料、入会金、あっせん料、仲介料等は一切いただいておりません。
- 監督官庁および警察庁の指導により、第三者が介入、または相談窓口が認めた方以外の第三者が同席する案件には、応じられないことになっております。
- 反社会的勢力は信用保証の対象となりません。
- ご利用にあたって、ご不審な点がありましたら最寄りの信用保証協会へご連絡ください。

北海道信用保証協会  
https://www.cgc-hokkaido.or.jp/



郵便番号 060-8670 札幌市中央区大通西14丁目1番地  
電話 (011) 241-2535  
FAX (011) 261-8923

※お体の不自由なお客様へ  
職員がお手伝いいたしますので来店時は事前にご連絡ください。

2021年8月発行